

第89号

令和2年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都文京区後楽2丁目3番28号
K.I.S飯田橋2階
TEL&FAX 03-5805-0250

公取協ニュース



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
西川 康一



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃より消費者庁の消費者行政の推進に御支援と御協力を賜り、改めてお礼を申し上げるとともに、公正競争規約の運用に御尽力いただき深く敬意を表する次第です。

消費者庁は、昨年9月に発足から10周年を迎えました。

現在、消費者庁では、消費者が環境負荷の少ない商品を自発的に選択することを推進する「エシカル消費」の普及啓発や、事業者が消費者の目線に立って事業を進めることを目標にした「消費者志向経営」の推進、「食品ロスの削減」の推進等に取り組んでおります。例えば、食品ロスの削減に関しては、食品ロスの削減の推進に関する法律が昨年10月1日から施行されたことから、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」として、農林水産省、環境省と共に、食品ロスの削減に向けたイベントを開催しました。

消費者庁としましては、引き続き、時代の潮流を見据えた消費者政策について検討を進め、消費者行政の司令塔として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現のため、様々な課題に取り組んでまいります。

最近の景品表示法の運用について御紹介させていただきますと、今年度はこれまでに20件を超える措置命令を行いました。措置命令は、

世の中の多くの事業者の方々に、表示の適正化についての意識をもっていただくための重要な手段の一つです。最近では、不実証広告規制を適用して処理した事案が増えているほか、「打消し表示」に対する評価を行った事案も増えています。

これから景品表示法の運用に当たって、消費者庁としては、引き続き、消費者の利益を害する悪質な事業者には厳正な対応を行っていく一方、公正競争規約の運用などを通じて、表示の適正化に真剣に取り組んでおられる事業者とは、社会全体にそれを広げていくための取組を共に行っていくつもりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

貴協議会には、昭和59年に「衛生検査所業における景品類の提供に関する公正競争規約」が認定されて以降、30年以上にわたり、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただいております。事業者が、景品表示法を遵守して適切な景品提供を行っていくためには、消費者庁の取組だけではなく公正競争規約を運用している皆様方の活動が不可欠です。貴協議会におかれましては、今後とも、公正競争規約の着実かつ適正な運用を通じて、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただくようお願いとともに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感



規約の遵守は社会への責任

衛生検査所業公正取引協議会
会長 江川洋



新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えたことと拝察いたします。

昨年は4月30日に上皇さまが御退位され、5月1日より令和の御代となり。天皇陛下は「即位礼正殿の儀」にて国内外に御即位を宣言されました。

「令和」は万葉集からの出典とされていますが、古くから伝わる文化を大切にして新しい日本へと躍進してゆく、そんな時代になっていくことをせつに願っております。

近年は異常気象というのでしょうか、毎年のごとく自然災害が発生しております。昨年は8月の九州北部豪雨、9月の台風15号、10月の台風19号、さらには千葉県豪雨など、いずれも甚大な被害をもたらし、その影響が今なお多くの皆様を苦しめ、各地各所に爪痕が残っていることを思いますと、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願わずにはおれません。

また、当業界においては、昨年10月に引き上げられた消費税に加え、今年は、ご存じの通り診療報酬改定の年となります。2020年の診療報酬改定について財務省は診療報酬のマイナス改定を提案しているようです。中央社会保険医療協議会の改定案次第ですが、医療界全体を通して、影響を大変危惧するところであります。

改正医療法が施行されてから一年余りが過ぎ

ました。衛生検査所が行う検体検査が法的により明確にされたことにより、社会的に国民に対する責任がより重大になり、改正法に伴う検体検査の品質・精度管理・標準化に向けた確実な取り組みが必要となります。

会員の皆様におかれましては、検体検査を通して国民への良質な医療の提供に貢献していただき、検体検査の有用性・重要性を社会に伝え、健康増進と疾病予防にご尽力いただいていることに改めて敬意を表す次第でございます。

このように社会的責任がますます大きくなつたことは、同時にお客様へ展開していく営業活動の仕方も注目されることとなり、その基準として衛生検査所業公正競争規約があります。

会員の皆様の近年の規約遵守活動により、大きな成果が目に見える形で表れてきております。今年はさらに規約遵守を完全なものにするためにも、私は、会長就任当時から提唱し続けています。規約違反を「しない」「させない」「認めない」を合言葉に、衛生検査所業の適正な競争・商慣習を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意を新たにしております。

この一年も、会員の皆様にとって実りの多き年となりますように、また、衛生検査所業界がますます発展することを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供改善状況

平成29年度から取り組んできた3種真空採血管以外の容器類の無償提供廃止活動については、会員各位の積極的な取り組みにより、7月末現在では改善未達成者は20社が残るのみとなった。

この調査は、自社の容器無償提供について自己申告するものであり、実態把握を主目的に調査開始したものであるが、調査開始から2年も経過したことなどから、今年3月末に再度確認調査を行い、なお改善未達成の場合には規約違反として調査を行うことになった。

1 改善状況

	30年1月12日	30年8月末	30年11月末	31年3月末
無償提供先数	32,119	28,994	16,746	6,759
無償提供会員	57	57	52	42

2 改善指導等

- (1) 3月末時点において、改善未達成の会員42社に対しては、本社が所在する地区協議会の調査委員長から、会社代表者に対し改善要請書を送付し早期改善を指導した(5月29日付)。
- (2) 改善指導後の7月末の状況について、本部事務局から確認調査を実施した。

●7月末における地区協別の状況は次のとおり。(上段は3月末)

地区協	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
提供先数	282 54	148 81	1365 589	31 18	210 97	2690 1329	731 484	430 258	872 187	6759 3097
社数	5 4	6 4	17 11	3 3	7 6	14 9	12 7	7 6	17 8	— —
地元本社	2 1	1 0	14 8	0 0	1 1	9 5	7 1	2 1	9 3	42 20

3 処理

- (1) 無償提供中の会員20社には、本社が所在する地区協議会の調査委員長から、会社代表者に対し、文書により、今後、規約違反として調査することもあるので早期に改善するよう「注意喚起」した(10月30日)。
- (2) 今年3月末の状況について、公取協本部から、各社の都道府県ごとの無償提供先数の報告を求め、未達成の会員に対しては、規約違反として事実確認調査を行い「規約違反措置基準」に基づいて処理することとした。
- (3) 以前から、規約遵守活動の障害になっているとして、会員から指摘のある医師会検査センターの容器類無償提供行為については、公取協の非会員であることから、景品表示法に基づく処理を求めて消費者庁に調査を依頼することとした。

令和元年度の規約遵守状況定期調査の結果

前掲のとおり、平成30年度は、3種真空採血管以外の容器類の無償提供調査を行ったことから、混乱を避けるため定期調査は実施しなかった。この特別調査も一段落したことから、今年度は定期調査を復活させた。

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものである。

提供してきた情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになる。

今年度の調査の結果は次のとおりである。

① 調査票の発送	令和元年10月 1日
② 回答締め切り	10月25日
③ 調査対象	全国の会員103社
④ 回答	93社
⑤ 調査の結果	4件の情報提供

4件の情報は、電子カルテの無償提供、1年間の無償検査及び3種真空採血管以外の容器無償提供（2件）であった。

11月27日開催の運営委員会に報告した結果、電子カルテの無償提供と1年間の無償検査の2件は、該当地区協議会の調査委員長に具体的な事実関係の調査を行うよう依頼することとし、容器無償提供の2件については、前掲の今年3月末の特別調査の結果が出るまで保留にすることが決まった。

検診事業者に対する容器類無償提供状況調査

会員衛生検査所が取引している検診事業者は、公正競争規約上の「医療機関等」に該当するところ、規約で禁止されている容器類の無償提供が行われているのではないかとの指摘があったことから、今後の公正競争規約の適正な運用に資するため実態把握調査を実施することになった。

調査票は、11月11日に規約運用責任者宛Eメール発信し、12月13日までに回答を求めている。調査の結果は運営委員会に報告し、今後の対策を検討することになる。

編集後記

昨秋は、街中で老若男女の会話に、ノックオン・ジャッカル・ノーサイド・・・2019年ラグビーワールドカップで、にわかファンが増えましたね。日本代表よく頑張りました。ティア1以外の国である日本で、且つアジア初開催には不安があったようですが、日本人の矜持のもと日本の素晴らしさが世界中に発信され、大成功の評価をいただけたようです。こういう時に改めて日本の良さを再認識します。日本代表チームは出身も様々で考え方の違いが初めはあったそうですが、ワンチームとして結果を出しました。衛生検査所業公正取引協議会会員もワンチームになって公正競争規約完全遵守の結果を出したいですね！！（あ）

伊達名誉会長 桐花大綬章を受章

令和元年秋の叙勲において、当協議会の伊達忠一名誉会長（平成16年～26年会長；札幌臨床検査センター代表取締役会長）が桐花大綬章を受章された。

同氏は、協議会会长及び日本衛生検査所協会会长として、長きに亘って衛生検査所の地位向上、臨床検査の精度管理の充実に尽力され、医療の発展に貢献してきた。また、平成13年7月の参議院議員当選以来、国政においても活躍され、平成28年8月には第31代参議院議長の要職に就かれ、我が国の発展に寄与された。



桐花大綬章を受章した伊達忠一氏

Q & A

Q. 医療機関との衛生検査の取引に際し、生化学用真空採血管1パック（100本入り、2,000円程度）を無償で提供した場合には当然規約違反になるが、例えば1円の値段を付けて販売することとした場合、規約上の考え方はどのようになるか。

A 1円も値段であることには違いないが、一般的な取引価格と比較した場合タダ同然の価格であり、無償提供の言い逃れのためつけた価格と考えられる。したがって、本件の場合、1円=タダ同然=無償と考えられ規約上問題がある。